

整理番号：2-1

提言題名：取手駅前喫煙所を廃止してほしい

【提言の要旨】

取手駅前喫煙所は、東口、西口のいずれも周りを囲っていないため、副流煙が周りに漂い、通行する歩行者の受動喫煙が避けられなくなっております。東西を結ぶトンネルも副流煙の通り道になっており、そこを歩く人の受動喫煙も問題です。

市は、喫煙者とそうでない人との共存共栄を目指したまちづくりを進めるとして喫煙所を設置したとのことですが、喫煙者への配慮が子どもを含めた市民の健康を損なっていることは明らかです。

望まない受動喫煙の防止を図るための改正健康増進法が施行された今こそ、駅前の喫煙所の廃止を。また移動あるいは密閉していただけることを切に望みます。

(令和元年8月受付)

【回答の要旨】

この度は、取手市の環境行政に関しまして、ご意見ご要望をいただきありがとうございます。喫煙所から流れ出るたばこの煙について、大変なご迷惑をお掛けしております。

喫煙所の設置については、吸い殻のポイ捨てが非常に多く対応に苦慮していたこと、さらには歩行喫煙による受動喫煙を少しでも軽減させるために、地元の自治会と協議を重ね、現在の設置場所になった経緯があります。また喫煙施設の設置については、市と日本たばこ産業株式会社（以下JT）が調整し、JTが設置しましたが、平成29年にさらなる受動喫煙の防止の為、喫煙所パーテーションの高さ改善を市からJTに要望し実施しました。

喫煙所設置後は、吸い殻のポイ捨て苦情が減り、歩行喫煙への苦情も少なくなっている事から喫煙所設置の効果が見受けられると考えています。

一方で喫煙所を廃止した自治体では駅周辺の吸い殻のポイ捨てや、歩行喫煙が増えてしまったとの事例もあるようです。

ご指摘のとおり昨年健康増進法が改正され、「望まない受動喫煙」を防止する為、屋内の喫煙については様々な制約が課せられることとなりましたが、屋外については「周囲の状況に配慮する」にとどまっており、高額な密閉型の喫煙所の設置には非喫煙者の理解も得にくいことから、今後も「取手市まちをきれいにする条例」に定める「市民等は、公共の場において歩行中に喫煙をしないよう努めなければならない。」とした、他の人に迷惑をかけないというモラルやマナーの基本に立ち戻り、喫煙者自身が自発的に喫煙マナーを向上させるような環境をつくる為、他自治体での取り組みや国等の動向を注視しながら、「望まない受動喫煙」防止の為に調査、研究、啓発活動を進めていきたいと考えています。

(環境対策課 令和元年8月回答)